

意見書（治癒証明書）の取扱いについて

感染症に罹った場合には、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に示されている「意見書」の提出が必要となります。下記の「学校保健安全法による感染性の病気」の対応を参照していただき、診断した医師に右の意見書を記入してもらい、提出して下さい。

「学校保健安全法による感染性の病気」への対応

● … 出席停止 ◎ … 意見書（医師の治癒証明書）が必要

病名			登園基準	主要症状
インフルエンザ	◎	●	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	頭痛、発熱、下痢、嘔吐、関節痛
百日咳	◎	●	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	日増しにひどくなる咳 粘っこい痰
麻疹（はしか）	◎	●	解熱後3日を経過するまで	咳、発熱、結膜炎、くしゃみ コプリーソタ斑点
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	◎	●	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで	耳たぶの下と前後の腫れ
風疹	◎	●	発疹が消失するまで	発熱 発疹 頭頸部のリンパ腺腫張
水痘（水ぼうそう）	◎	●	かさぶたが全部とれるまで	泡粒状の水疱の発疹 軽い発熱
流行性角結膜炎	◎	●	発病から2週間程度 医師の判断で	瞼の腫れ、異物感、痛み、 充血、めやにが出る
急性出血性結膜炎	◎	●	医師の判断で	強い目の痛み、目の結膜の充血、 結膜下出血、めやに、角膜の混濁
プール熱	◎	●	発熱、咽頭発赤、目の充血が消失したから2日を経過するまで	39°の発熱 咽頭炎、結膜炎
結核		●	医師の診断による	肺結核では咳、痰、発熱で初発し、 おおむね2週間以上遷延
0-157	◎	●	症状が治まり、抗菌薬による治療終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの	激しい腹痛、頻回の水様便、 血便、発熱
髄膜炎菌性髄膜炎		●	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで	頭痛、発熱、痙攣、意識障害

☞ 通院の際は右ページを切り離してご使用ください。

（再度必要な場合：HPからダウンロード可）

主治医 様

みどりの丘こども園

日頃より大変お世話になっております。本園では感染症拡大防止に努め、子どもたちが安全で快適な生活が送れるよう取り組んでおります。つきましては、下記の感染症について登園許可意見書の作成をお願いいたします。

〈学校保健安全法による感染性の病気〉

(●… 出席停止 ◎ …意見書(医師の治癒証明書)が必要)

チェック	病名			登園基準
	インフルエンザ	◎	●	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	◎	●	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	◎	●	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	◎	●	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹	◎	●	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	◎	●	かさぶたが全部とれるまで
	流行性角結膜炎	◎	●	発病から2週間程度 医師の判断で
	急性出血性結膜炎	◎	●	医師の判断で
	プール熱	◎	●	発熱、咽頭発赤、目の充血が消失したから2日を経過するまで
	結核		●	医師の診断による
	0-157	◎	●	症状が治まり、抗菌薬による治療終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
	髄膜炎菌性髄膜炎		●	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

園児名 _____ (H・R 年 月 日生)

発症 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登園許可日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より可

※ 治癒日と、証明日(診察日)が同じ日であるようお願いいたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名 _____ 印